

奈良市人事異動支援ツール導入事業仕様書

1. 業務名

奈良市人事異動支援ツール導入事業仕様書

2. 目的

- (1) 職員の適性や意向、能力等を踏まえた適切な人事配置案を生成し、異動検討業務の高度化、効率化を図る。
- (2) 適切な異動配置を実現することで、職員のエンゲージメントを向上させる。

3. 機能要件等

- (1) 本システムの対象範囲は、本市の「正職員約 1,500 人」及び「会計年度職員約 100 人」とする。
- (2) 実装する機能については、本仕様書及び（別添 1）機能要件一覧票のとおりとする。
- (3) 運用等に係る目標値については、（別添 2）SLO（サービスレベル目標）のとおりとする。

4. 構築条件

- (1) システム環境については、本仕様書及び（別添 1）機能要件一覧票のとおりとする。
- (2) 情報セキュリティ、データセンターその他セキュリティの要件については、本仕様書及び（別添 3）セキュリティ要件一覧票のとおりとする。

5. 業務内容

(1) 要件定義・システム設定

- ① 事業者は、本調達における背景・目的を十分に理解し、取り組むべき内容及び対応範囲の整理、明確化を行ったうえで、本市の承認を得ること。
- ② 実際に設定されたシステム画面を用いた確認を行いながら要件定義を行い、システム完成後の操作感や仕様における本市の認識齟齬が発生しないよう作業を進めること。
- ③ 配置シミュレーションに必要な人材情報、組織情報、マッチングルールなどについての仕様を検討すること。
- ④ 最終的な人事配置案を、本市人事給与システムへ取り込むべきデータへ形成できる運用が可能なこと。
- ⑤ 事業者は配置シミュレーションの精度を向上させるために、過去の異動検討における知見・ノウハウをもとに、現行の異動検討軸だけではなく、最適配置に近づく異動検討軸の追加・変更などについて、本市に寄り添い、討議内容を深めるための積極的なコンサルティングを実施すること。

(2) データ移行・セットアップ

- ① 事業者は新システムの移行に必要なデータフォーマットおよび、データ仕様に関して記述した資料を提供すること。
- ② 本市が使用している人材マネジメントシステムとの自動連携を構築すること。
- ③ 移行データの変換・加工作業、および新システムへの投入作業及び投入後の動作確認は本市にて主に実施することとし、事業者は必要に応じてツール作成やデータ加工に関するアドバイスを実施すること。

(3) テスト

- ① 本システムの稼働に向けて実施するテストについて、事業者の主導により実施すること。
- ② 事業者は、テスト実施後テスト結果報告書を作成し、本市による承認を受けること。
- ③ ユーザーテストについては、本市により実施することとするが、事業者はその際の質疑対応や修正要望対応並びに実施に必要な各種支援を行うこと。

(4) 教育・マニュアル

異動検討業務の本番利用（令和9年1月1日）、に向けて利用者向けの操作研修及び管理者向けの運用研修を実施するとともに、操作説明書（操作マニュアル）を作成し、提供するものとする。操作説明書は、本市で使いやすく加工することができるよう、Word、Excel 又は Power Point の形式でも提供すること。

(5) 運用・保守

- ① 事業者は、専用窓口を設置し、本システムの運用に係る本市からの問い合わせの対応を実施すること。
- ② メールの問い合わせ窓口の開設時間は平日 09:00 ~17:30 とし、問い合わせの回答については原則問い合わせ実施から 2 営業日以内の回答を目標値として設定すること。
- ③ 事業者は、軽微な設定修正や機能追加、マニュアル等提示済資料の修正については本市との協議の上、運用・保守の一環として対応を実施すること。
- ④ システムアップデートについて、画面レイアウトの変更や操作方法の変更など仕様変更を伴う場合は事前に本市に説明し、適用時期の調整を行うこと。また、運用開始後も基本的に追加費用なしに利用できること。
- ⑤ ブラウザ、OSの本市の環境に合わせてシステムが運用できること。バージョンアップにも対応できること。
- ⑥ 事業者は、運用開始後の本システムにおける追加のデータ作成及び投入作業に関して、本市との協議の上、必要に応じて本市の作業の支援、問い合わせ対応を実施できること。

(6) 契約満了時における移行データ抽出及びデータ消去

本システムで管理するデータ、データレイアウト表及びコード表の一式を、本市及び次期システム構築事業者に提供することとし、提供に係る費用は全て事業者が負担すること。

また、事業者は、本システム運用終了後、情報システムに保存された情報を、物理破壊、磁気破壊又は消去ソフトウェアによる消去によって復元不可能な状態に消去し、データ消去証明書を発行すること。

6. 業務期間と主な導入スケジュール

本業務期間は、契約日より令和9年3月31日とする。

令和8年10月までに要件定義や各種必要な定義の設計し、本番と同様の環境でデータ登録や配置案作成を行うことができるようシステム環境を発行する。

令和9年1月までに異動担当者が配置案作成を利用できるように必要なシステム設計、データ移行、動作確認テスト、職員研修を行うこと。

なお、システムの導入作業は、事業者の社内にて行うが、データ移行等の必要な作業については、個人情報等を外部に持ち出すことのないよう、本市指定の執務室等にて行う。

7. プロジェクト管理

プロジェクトの管理については、(別添3) 奈良市情報システム構築に係るプロジェクト管理仕様書を基本とし、本仕様書と内容が重複するものについては、協議の上対応を決めるものとする。なお、本プロジェクトにおいて特に重要な部分について、以下に記載する。

(1) 作業体制・方法

・事業者は、あらかじめ提出している(様式第1号)業務体制表に従い本作業を履行すること。なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は、事前に本市の承認を得ること。

・本プロジェクトの管理者は、十分なコミュニケーション能力を持ち、適切な課題解決策を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクトを推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの担当者の作業分担と作業量を適切に把握し、計画の遅れが見込まれる等の問題が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みリカバリプランを提示し、本市の承認を得た上で、これを実施すること。

(2) 会議・打ち合わせ

・契約締結後速やかにプロジェクト計画書を作成して本市に提出し協議のうえ承認を得ること。契約締結後2週間以内には、プロジェクト計画書を用いて関係者が参画するキックオフ会議を開催し、プロジェクトを開始させる。

・プロジェクト実施中は、進捗状況について定期的を開催する会議体で本市に報告する。開催間隔は、全体報告(月次)と作業状況報告(週次)を基本とするが、協

議事項が発生した場合は適宜関係者を集め、その解決に努めること。会議開催後は、3営業日以内に議事録を作成し、本市に確認の上、提出する。

・工程完了判定と本稼働判定については、完了判定会議を行う。なお、定例の報告会議と合わせて行って差し支えない。

(3) テスト工程

本プロジェクトは、データ移行や、基幹システム連携などの項目が多くなっていることから、これらのデータ移行や連携が円滑に行われるよう、本市に確認を行いながら、確実に実施していくこと。

(4) 納品物

以下の成果物を電子データ（Word (Excel, Power Point も可)）形式、PDF 形式）で納品すること。ただし、クラウドサービスのため提供が難しい納品物については、本市と協議のうえ、対応を決めるものとする。

	成果物（奈良市情報システム構築に係るプロジェクト管理仕様書を参照）	納品時期
1	・プロジェクト計画書	契約締結後速やかに（遅くとも2週間以内）
2	・要件定義書 ・レビュー結果報告書	要件定義時
3	・基本設計書 ・レビュー結果報告書	基本設計時
4	・詳細設計書 ・レビュー結果報告書	詳細設計時
5	・システム移行設計書 ・データ移行設計書 ・レビュー結果報告書	移行設計時
6	・運用設計書 ・各種マニュアル（操作マニュアル、運用マニュアル、障害対応マニュアル等）* Word, Excel, Power Point 形式 ・レビュー結果報告書	稼働前
7	・各種テスト（単体テスト、結合テスト、総合テスト、移行テスト、連携テスト、運用テスト）仕様書 ・各種テスト（単体テスト、結合テスト、総合テスト、移行テスト、連携テスト、運用テスト）結果報告書	各テスト時

8	・環境設計書	稼働前
9	・進捗管理表 ・議事録 ・その他	適宜

8. 事業者要件

- ① 事業者が提案するソリューションは事業者の所有物であること。
- ② 事業者は、提案するソリューションについて、官公庁、自治体への複数導入実績があること。
- ③ 先進事例や事業者が有するノウハウを基に、異動配置検討の全体像・将来像をふまえつつ、本市におけるシステム利用に最適と考えられる設計、運用案の提案を行いながら作業を進めること。

9. その他事項

(1) 契約不適合責任

本市は、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものであるときは、民法の定めるところにより、履行の追完等を請求することができる。

(2) 法令遵守

事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年奈良市条例第49号）、奈良市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年奈良市規則第13号）その他関係法規を遵守すること。

(3) 著作権

事業者は、本業務の履行の過程で生じた著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。））の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、事業者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、本市に移転する。ただし、本市は、事業者がこの業務を履行する過程で生じた著作物を複製、貸与、翻案する権利を妨げてはならないこと。

(4) 仕様変更要件定義後に本仕様の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、本市の承認を得ること。

(5) 記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項は、本市と事業者で協議すること。

(6) 疑義が生じた場合

本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、本市と事業者で協議すること。

以上